

# 各務原市地域包括支援センターつつじ苑通信

平成20年11月号

特定健康診査（健康診査）・生活機能評価実施期間は11月28日までとなっています。それ以降は受診できませんので、まだ健診を受けていない方は、期間中に受診していただきますようよろしくお願いいたします。

これまでも、何度か**特定高齢者**（支援が必要となる危険性が高い人）に関するお話をさせていただきました。くり返しにはなりますが、今回も少しお話ししたいと思います。平成20年度より健診に係る制度が変更となりました。3月に『基本チェックリスト』が自宅に届き、なんだこれは!?!と思われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

平成20年度から各務原市では、この『基本チェックリスト』の結果によって、受診する健診が2つに分かれ、生活機能評価を受診した方について最終的に医師の判断に基づいて**特定高齢者**が決定されるという仕組みになりました。

**\*流れについては、同封の別紙をご参考ください。**（75歳以上の方については、健康診査希望の申し出があった場合に、基本チェックリストを送付し、以後の流れは65歳～74歳未満の方に順じます。）**特定高齢者と判断された方については、去年と同様に自宅に伺い、特定高齢者対象の運動器の機能向上事業、認知症予防事業、口腔ケア・栄養改善事業（介護予防事業）参加へのお声をかけさせていただきます。**

来年度以降もこの流れで**特定高齢者**が決定されることとなり、多くの方に介護予防事業に参加していただくことを目標としていきたいと思っています。

**特定高齢者対象の事業だけでなく、体力測定イベントやシニアウオーキング大会など、一般の方対象の事業もいくつか行われます。**



「もっとあーしろ、こーしろ。アレも載せろ」等、ご意見お待ちしております。

電話 058-371-2226 FAX058-371-8431 （担当 長谷川・西脇・林）